**○我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例**

平成17年３月30日

条例第３号

改正　平成20年３月28日条例第２号

平成21年９月29日条例第28号

平成22年３月31日条例第１号

平成22年６月29日条例第23号

平成24年６月29日条例第30号

平成25年９月26日条例第24号

平成28年３月22日条例第２号

平成29年３月22日条例第１号

令和元年９月30日条例第９号

令和４年９月26日条例第17号

我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和56年条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定により、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定める。

（１週間の勤務時間）

第２条　職員の勤務時間は、休憩時間を除き、１週間当たり40時間を超えない範囲内において規則で定める。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の１週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

３　法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員で法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。

２　前条の勤務時間は、規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの５日間において任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、規則で定める期間につき１週間当たり１日以上（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、４週間ごとの期間につき８日以上）の割合で週休日を設ける場合に限り、規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

（週休日の振替等）

第４条　任命権者は、職員に対し前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、同条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の２分の１に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（時間外勤務代休時間）

第４条の２　任命権者は、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第６号。以下「給与条例」という。）第15条第３項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第３条又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）（第11条第１項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

２　前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休憩時間）

第５条　任命権者は、第３条第２項又は第３項の規定により割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が６時間を超える場合は少なくとも45分、８時間を超える場合は少なくとも１時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

２　休憩時間に対しては、給与は支給しない。

第６条　削除

（時間外勤務等）

第７条　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは第10条の規定により勤務することを要しないとされる日に勤務することを命ずることができる。

２　育児短時間勤務職員等についての前項の規定の適用については、前項中「場合には」とあるのは「場合であって」と、「職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等」と、「命ずる」とあるのは「命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、育児短時間勤務職員等に当該勤務をすることを命ずる」とする。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第８条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第３項において同じ。）をさせるものとする。

２　前項の規定は、第17条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第17条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

３　前２項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第９条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第７条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

３　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、１月につき24時間、１年につき150時間を超えて、第７条に規定する勤務をさせてはならない。

４　前３項の規定は、第17条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第17条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

５　前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（休日）

第10条　職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第11条　任命権者は、職員に対し祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第４条の２第１項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

２　前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第12条　職員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

２　有給休暇は年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とし、無給休暇は組合休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第13条　職員は、任命権者の承認を得て、規則で定めるところにより、１年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。以下同じ。）につき20日を超えない範囲内（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）において年次有給休暇を受けることができる。

２　年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定めるところにより、翌年度に限り繰り越すことができる。

（病気休暇）

第14条　職員は、負傷又は疾病により療養を要する場合には、規則で定めるところにより、任命権者の承認を得て病気休暇を受けることができる。

（特別休暇）

第15条　職員は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由がある場合には、規則で定めるところにより、任命権者の承認を得て特別休暇を受けることができる。

（組合休暇）

第16条　任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

２　組合休暇の期間は、登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。

３　組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、１年度につき30日を超えて与えることはできない。

（介護休暇）

第17条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護休暇は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、１年度につき180日を超えない範囲内で継続し、又は分割して与えるものとする。

（介護時間）

第18条　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る介護休暇と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　介護時間については、その勤務しない１時間につき、給与条例第18条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等）

第20条　非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に改正前の我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第２条第４項の規定により割り振られた日は、この条例による改正後の我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）の相当規定により振り替えられた日とみなす。

３　この条例の施行の際、現に旧条例の規定により承認又は許可された休暇は、それぞれ新条例の相当規定により承認又は許可された休暇とみなす。

（我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

４　我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「昭和56年条例第19号」を「平成17年条例第３号」に改める。

第８条第４項中「勤務を要しない日」を「週休日（勤務時間条例第３条第１項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第４条の規定により、あらかじめ同条例第３条の規定により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき第18条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で、規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第16条第３項中「前２項」を「前各項」に、「第５条第１項」を「第10条」に、「第２条第４項」を「第３条第３項」に、「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。

第19条の３第１項中「勤務を要しない日」を「週休日」に、「第５条」を「第10条」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

５　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第10条の２中「勤務を要しない日」を「週休日（我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第３号。以下「勤務時間条例」という。）第３条に規定する週休日をいう。）」に改める。

第15条第２項第３号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第16条第１項中「我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和56年条例第19号）第７条第３項」を「勤務時間条例第12条第２項」に改める。

第17条第２項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附　則（平成20年３月28日条例第２号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年９月29日条例第28号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日条例第１号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年６月29日条例第23号）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年６月30日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第１条の規定による改正前の我孫子市職員の育児休業等に関する条例第３条第４号又は第10条第５号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の我孫子市職員の育児休業等に関する条例第３条第４号又は第10条第５号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

３　施行日以後の日を早出遅出勤務開始日とする第２条の規定による改正後の我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第８条の規定による請求、同条例第９条第１項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第２項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

附　則（平成24年６月29日条例第30号）

（施行期日）

１　この条例は、平成24年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成24年度における改正後の第13条第１項の規定の適用については、同項中「20日」とあるのは、「25日」とする。

附　則（平成25年９月26日条例第24号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月22日条例第２号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月22日条例第１号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月30日条例第９号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。（後略）

附　則（令和４年９月26日条例第17号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第11条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

（我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条　暫定再任用短時間勤務職員は、第９条の規定による改正後の我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（規則への委任）

第16条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。